平成２４年（フ）第３３２号
福岡市博多区諸岡４丁目18番25号
債務者　藤富美由紀
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３４５号
福岡県糸島市高田２丁目20番25号　105
債務者　梶塚　房子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３４８号
福岡市博多区博多駅前３丁目14番４号
債務者　原　久美子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３５６号
福岡市西区下山門３丁目21番23―109号
債務者　佐藤　房江
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３６０号
福岡市南区弥永団地25番201号
債務者　福島亜樹子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３６４号
福岡市早良区飯倉４丁目１番７号
債務者　柴内真奈美（旧姓畠田）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３７２号
福岡県福津市東福間４丁目３番53号
債務者　市來　伸子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３８２号
福岡市中央区草香江２丁目６番17―401号
債務者　龍　　昌晴
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３９７号
福岡市城南区東油山１丁目４番38号
債務者　樽井八重子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４０７号
福岡市博多区東那珂１丁目17番27―201号
債務者　中野　真弓
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６号
鹿児島県出水市高尾野町江内6769番地３
債務者　中村　美紀（旧姓吉浦）
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3311番地４、前住所鹿児島県薩摩川内市中郷１丁目20番７号
債務者　井上　　恵
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
仙台市若林区上飯田２丁目17番７号　サムリー若林301
債務者　五戸　章裕
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
富山県高岡市戸出町３丁目３番７号
債務者　永井　敦子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２７号
富山県砺波市本町３番19号
債務者　稲垣　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１２号
三重県鈴鹿市加佐登４丁目27番38号
債務者　田中　英俊
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４号
三重県津市一身田豊野1406番地314
債務者　浅尾　信隆
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１５号
三重県鈴鹿市須賀３丁目５番20号
債務者　国分　周子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
津地方裁判所破産係